

第11回糸満市総合教育会議

令和3年7月21日（水） 16時

5-d会議室

次 第

1 開 会

2 協議事項 (1) 糸満市教育大綱（案）に対するパブリックコメントについて
(2) 糸満市教育大綱の改定について

3 報告事項 その他報告事項

4 閉 会

糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
とうめい 當 銘	しんえい 真 栄	市 長
こうち 幸 地	まさゆき 政 行	教 育 長
ながみね 長 嶺	みか 美 香	教 育 委 員
よなみね 与那嶺	まさひろ 政 裕	教 育 委 員
やましろ 山 城	やすこ 安 子	教 育 委 員
たましろ 玉 城	よしかず 義 一	教 育 委 員

「糸満市教育大綱（案）」に関するパブリックコメント（回答）

No.	該当 頁数	項目	意見概要	回答（案）
1	4	②市民文化活動の振興	「学校時間内の文化振興活動に関して、出席扱いを統一して承認できる体制、制度の導入」を提案します。	教育大綱は、教育の目標や施策の根本となる方針を定めるものとなりますので、詳細な施策等の記載は行っておりません。ご意見をいただいた件につきましては、今後、教育委員会での個別計画や施策実施の中で、参考とさせていただきます。
2				
3				
4				
5				

糸満市教育大綱(案)

(令和3年度～令和7年度)



令和3年 月

糸 満 市

目 次

1	はじめに	1
(1)	教育大綱の趣旨	1
(2)	教育大綱の位置づけ	1
(3)	教育大綱の期間	1
2	教育大綱の目標.....	2
3	教育大綱の基本施策	3
(1)	みんなで子どもを育む社会をつくる.....	3
(2)	学校の魅力をさらに高める	3
(3)	誰でもいつでも学べる環境をつくる.....	3
(4)	歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる.....	4
(5)	スポーツに親しむ環境をつくる	4
(6)	平和を希求し未来へ発信する.....	4
(7)	多様性を認め合う社会をつくる	5

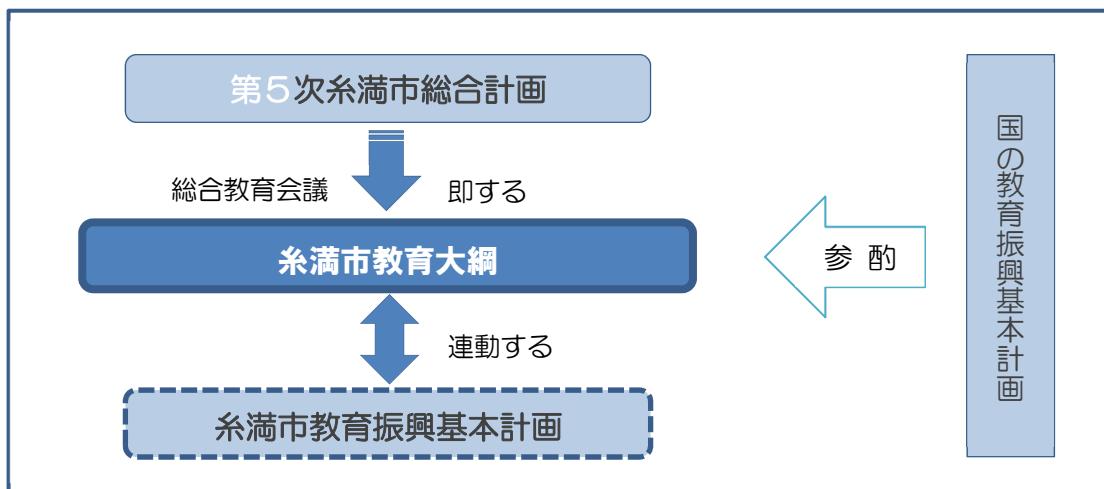
1 はじめに

(1) 教育大綱の趣旨

市と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定めます。

(2) 教育大綱の位置づけ

本市の教育大綱は、第5次糸満市総合計画において教育に関する施策の根本となる施策や方針等を掲げていることから、当該計画を基本に定めるものとします。



(3) 教育大綱の期間

教育大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、総合計画が見直された場合には、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて見直すこととします。

2 教育大綱の目標

糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。

幼児児童生徒像

幼児児童生徒一人一人の個性を伸長し、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できるなど「生きる力」の育成を図る。

市民像

「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気象に富み、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。

社会像

家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。

3 教育大綱の基本施策

(1) みんなで子どもを育む社会をつくる

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子どもが健やかに成長するよう、子どもたちの小さな変化も見逃さない、良質かつ適切な支援に取り組みます。妊娠・出産・子育て期に即して最適なサービスを切れ目なく提供できる総合的な支援体制を整え、子育て家庭が地域で安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。家庭と地域がともに教育力を高めることができるように、地域と一緒に子育てしやすい環境を整備するとともに、さまざまな課題を有している子育て家庭に必要な支援が行き届く体制を構築します。

① 切れ目のない子育て支援の充実

妊娠・出産・子育て期を通して子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、包括的なサービスの提供と地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。また、関係機関との有機的な連携により、子どもの貧困対策、相談・支援体制の充実を図ります。

② 児童福祉の充実

児童にかかる人材の確保・育成を推進するとともに、安心して子育てしやすい環境づくりや施設の環境整備に取り組むとともに、関係機関との情報共有などきめ細やかな対応が必要な児童への支援を推進します。

(2) 学校の魅力をさらに高める

「地域とともにある学校づくり」への転換を図り、学校・家庭・地域が本来の教育機能を発揮することで、児童生徒がよりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育み、自己の将来を見通した持続可能な社会の創り手となるように教育環境の整備・充実を推進します。また、児童生徒一人ひとりの個性・人権を尊重した、支持的風土のある学級・学校づくりを推進します。

① 魅力ある学校づくり

児童生徒に「学びの基礎」の定着を図るため、着実な教育課程の実施を推進し、教育環境の整備に取り組みます。

② 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成

児童・生徒が持続可能な社会の創り手となるようSDGsの視点を踏まえ、学校、家庭、地域および関係機関との連携を推進します。併せて、食育教育への取り組みおよび人材育成事業を推進します。

(3) 誰でもいつでも学べる環境をつくる

市民一人ひとりがそれぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じた学習に取り組み、生き生きとした豊かな人生を送ることができるよう支援するとともに、学んだ成果が市

民同士の交流やまちづくりにいかせるよう、生涯学習の振興を図ります。

① 生涯学習機会の拡充

市民一人ひとりが豊かな人生を築いていけるよう生涯学習環境の整備に努めるとともに、市民の学びの成果が地域づくりにいかせる、「学び」と「活動」の循環型生涯学習の形成を目指します。

② 図書館活動の充実

魅力ある蔵書構成やICTの活用等、将来の市民の図書館利用を見据えた資料の収集と保存および設備の充実に努め、誰もが学べる環境の整備と資料および情報の提供・活用を図ります。

(4) 歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる

市内各地に残る特色ある歴史・文化資源を保全・活用し、「糸満市らしさの継承」に取り組みます。また、糸満市観光文化交流拠点施設「くくる糸満」を積極的に活用し、歴史・文化の情報を発信するとともに、市民が優れた芸術作品等に親しむ機会を拡充し、新たな市民文化の創造を目指します。

①糸満市らしさの継承

市内各地域の特色を育み、次世代へ継承します。

②市民文化活動の振興

市民が気軽に質の高い芸術作品等に親しむ機会を設けるとともに、自ら新たな文化創造の担い手となれるよう支援します。

(5) スポーツに親しむ環境をつくる

生涯スポーツや競技スポーツ等、多様化する市民スポーツニーズに応え、誰もがスポーツを身近で楽しむ環境を整え、心身の健康、青少年の健全育成および地域社会の活性化を図ります。

① 生涯スポーツおよび競技スポーツの推進

多様化する市民のニーズに応えるとともに、競技会で活躍できる選手の育成と環境を整備します。

(6) 平和を希求し未来へ発信する

戦争遺構の持つ歴史的教育的価値や本市の歴史においての重要性を踏まえ、現状における安全性を考慮しつつ調査研究・保存・活用を進めるとともに、平和教育等を推進していきます。また糸満市平和祈念祭をはじめ、平和の尊さを内外に発信する事業を展開します。世界恒久平和を願い「糸満市平和都市宣言」の理念の実現に引き続き取り組みます。

① 平和を語り継ぐ仕組みの充実

戦争体験者の証言を語る人々が年々少なくなる中、学校における平和教育の実施、平和ガイドの育成及び活用等、平和を語り継ぐ取組の推進を行い、正しい歴史を後世に語り継ぎます。

② 平和の発信

戦争の悲惨さと平和の尊さ等歴史を正しく継承させるため、平和ガイドの育成を行います。また、育成した子ども達を糸満市平和祈念祭に出演するなど活動の場を設け、平和学習の充実を図ります。

③ 戦争遺構等の保全・活用

悲惨な戦争の教訓を後世に伝える「物言わぬ語り部」の役割が重要となることから戦争遺構等の保全・活用を推進します。

(7) 多様性を認め合う社会をつくる

社会の制度、慣習に根強く残る固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。

姉妹都市、友好都市との交流を引き続き行い、市民レベルでの交流の拡充・創出を図ります。

また、日常から多様な知識に慣れ親しみ、国内はもとより国外など幅広い視野での交流を広げるため、平和も含め多言語による情報提供を進めます。

① 共生社会の推進

多様な生き方を認め合う社会形成のため、多様性への理解促進、共同参画にむけた環境の充実等、男女参画社会の推進に努めます。

② 国内外の多様な交流の推進

交流の場や基盤づくりを行い、国際交流や異文化交流等の推進を図ります。

糸満市教育の日を定める要綱

(目的)

第1条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、糸満市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、糸満市教育の日を設ける。

(糸満市教育の日)

第2条 糸満市教育の日は、1月10日とする。

(糸満市教育月間)

第3条 糸満市教育の日の目的にふさわしい取組を行う期間として、毎年1月を糸満市教育月間とする。

(平成21年10月1日施行)



発行：沖縄県糸満市

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL (098) 840-8193 FAX (098) 840-8157

編集：企画開発部行政経営課、教育委員会総務部総務課